#### よくある質問【塩】

#### ☆登録申請・各種届出の様式等は、財務省ホームページからダウンロードできます。

提出先は?

Q3-5

#### ☞財務省ホームページはこちらをクリック

<u>Q 1</u>	手続が必要な場合は?	Q3-6	登録を受けることのできない場合は?
Q 2 - 1	塩製造業とは?	Q3-7	登録後に必要なことは?
Q2-2	<u>どのような手続が必要か?</u>	Q3-8	登録事項を変更するときは?
Q2-3	必要な書類は?	Q3-9	相続、合併又は分割があったときは?
Q2-4	登録免許税は必要か?	Q 3-10	事業を廃止するときは?
Q2-5	提出先は?	Q 4 - 1	特殊用塩等製造業とは?
Q2-6	<u>登録を受けることのできない場合は?</u>	Q4-2	特殊用塩とは?
Q2-7	登録後に必要なことは?	Q4-3	特殊製法塩とは?
Q2-8	登録事項を変更するときは?	Q4-4	<u>どのような手続が必要か?</u>
Q2-9	相続、合併又は分割があったときは?	Q4-5	必要な書類は?
Q 2-10	事業を廃止するときは?	Q4-6	提出先は?
Q3-1	塩卸売業とは?	Q4-7	届出後に必要なことは?
Q3-2	<u>どのような手続が必要か?</u>	Q4-8	届出事項を変更するときは?
Q3-3	必要な書類は?	Q4-9	事業を廃止するときは?
Q3-4	登録免許税は必要か?	<u>Q 5</u>	塩特定販売業・特殊用塩特定販売業とは?

	質	問	回答
Q 1	手続が必要な場合は?		〇 塩製造業(Q2-1)、塩卸売業(Q3-1) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
[塩製造業について]			
Q 2-1	塩製造業とは?		塩の製造を業として行うことをいいます。 「塩の製造」とは、海水や地下水等の天然に採取した塩水から塩を製造すること、塩を溶解しその溶解した物に操作を加えて再び塩を製造すること〔再製〕、溶解以外の方法により塩の形状を変え又は不純物を除去し若しくは変質させること〔加工〕、をいいます。
Q 2-2	どのような手続が必要	か?	塩製造業を行おうとする場合には、主たる事務所の所在地を管轄する財務(支)局長の登録が必要です(登録した際には、登録済通知書を交付します。)。
Q 2-3	必要な書類は?		塩製造業の登録は、申請書に次の書類を添付して申請してください。 ・ 法人の場合 1 塩事業法第7条第1項各号のいずれにも該当しないことの誓約書 2 定款又は寄附行為 3 登記事項証明書 4 登録免許税納付に係る領収証書正本(1件150,000円)

	質問問	回答
		・ 個人の場合 1 住民票の抄本又はこれに代わる書面 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人に該当しない旨の市町村(東京都の特別区を含む。)の長の証明書 3 後見登記等に関する法律第10条第1項第1号に規定する登記事項証明書 4 塩事業法第7条第1項各号のいずれにも該当しないことの誓約書 5 登録免許税納付に係る領収証書正本(1件150,000円)
Q 2-4	登録免許税は必要か?	登録免許税150,000円の納付が必要です。 (納付方法は、事前に管轄する財務(支)局にお問い合わせください。)
Q 2-5	提出先は?	関東甲信越(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 新潟県、山梨県及び長野県)に主たる事務所が所在する場合は、下記へ申請書を 提出してください。
		〒330-9716 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 関東財務局 理財部 理財第3課 (電話048-600-1121)
Q 2-6	登録を受けることのできない場合は?	申請者又は法人の代表者等が以下に該当する場合は、塩製造業の登録はできません。 (塩事業法第7条第1項) ・ 塩事業法により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を 受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 ・ 塩事業法に基づく登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過 しない者 ・ 破産者で復権を得ないもの
Q 2-7	登録後に必要なことは?	帳簿の備付けや業務報告の提出が必要となります。

	質問	回答
Q 2-8	登録事項を変更するときは?	商号(名称・氏名)及び住所等に変更があったときは遅滞なく、主たる事務所等の 所在地等を変更しようとするときにはあらかじめ、「塩製造業の登録事項の変更の 届出」を提出してください。
Q 2-9	相続、合併又は分割があったときは?	相続、合併又は分割(事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、 遅滞なく「塩製造業の承継の届出」を提出してください。
Q 2-10	事業を廃止するときは?	事業を廃止したときは、遅滞なく「塩製造業の廃止の届出」を提出してください。
〔塩卸引	<b>売業について</b> ]	
Q3-1	塩卸売業とは?	塩の卸売を業として行うことをいいます。 「塩の卸売」とは、塩製造業者又は塩特定販売業者(Q5)から買い受けた塩(塩製造業者に委託して製造した塩を含む。)を、その性質及び形状を変更しないで、他の事業者又は消費者に販売することをいいます。 なお、特殊用塩(Q4-2)又は特殊製法塩(Q4-3)のみの卸売を業として行おうとする場合は、手続きは不要です。
Q 3-2	どのような手続が必要か?	塩卸売業を行おうとする場合には、主たる事務所の所在地を管轄する財務(支)局長の登録が必要です(登録した際には登録済通知書を交付します。)。
Q 3-3	必要な書類は?	塩卸売業の登録は、申請書に次の書類を添付して申請してください。 ・ 法人の場合 1 塩事業法第7条第1項各号のいずれにも該当しないことの誓約書 2 定款又は寄附行為 3 登記事項証明書 4 登録免許税納付に係る領収証書正本(1件90,000円)

	質問問	回答
		・ 個人の場合 1 住民票の抄本又はこれに代わる書面 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人に該当しない旨の市町村(東京都の特別区を含む。)の長の証明書 3 後見登記等に関する法律第10条第1項第1号に規定する登記事項証明書4 塩事業法第7条第1項各号のいずれにも該当しないことの誓約書5 登録免許税納付に係る領収証書正本(1件90,000円)
Q 3-4	登録免許税は必要か?	登録免許税90,000円の納付が必要です。 (納付方法は、事前に管轄する財務(支)局にお問い合わせください。)
Q3-5	提出先は?	関東甲信越(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 新潟県、山梨県及び長野県)に主たる事務所が所在する場合は、下記へ申請書を 提出してください。
		〒330-9716 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 関東財務局 理財部 理財第3課 (電話048-600-1121)
Q3-6	登録を受けることのできない場合は?	申請者又は法人の代表者等が以下に該当する場合は、塩卸売業の登録はできません。 (塩事業法第7条第1項。第20条で準用) ・ 塩事業法により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を 受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 ・ 塩事業法に基づく登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過 しない者 ・ 破産者で復権を得ないもの
Q 3-7	登録後に必要なことは?	帳簿の備付けや業務報告の提出が必要となります。

	質問問	回答
Q 3-8	登録事項を変更するときは?	商号(名称・氏名)及び住所等に変更があったときは遅滞なく、主たる事務所等の 所在地等を変更しようとするときにはあらかじめ、「塩卸売業の登録事項の変更の 届出」を提出してください。
Q3-9	相続、合併又は分割があったときは?	相続、合併又は分割(事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、 遅滞なく「塩卸売業の承継の届出」を提出してください。
Q 3-10	事業を廃止するときは?	事業を廃止したときは、遅滞なく「塩卸売業の廃止の届出」を提出してください。
  〔特殊月	月塩等製造業について〕	
Q 4-1	特殊用塩等製造業とは?	特殊用塩(Q4-2)又は特殊製法塩(Q4-3)のみの製造を業として行うことをいいます。
Q4-2	特殊用塩とは?	用途若しくは性状が特殊な塩であって、以下のいずれかに該当する塩をいいます。 1 薬事法(昭和35年法律第145号)第2条に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品に該当する塩 2 試薬塩化ナトリウム 3 細菌等の試験研究用の培地として使用される塩その他の専ら学術研究又は教育の用に供される塩 4 銅のメッキ処理過程等において専ら触媒の用に供される塩 5 亜鉛、鉄その他の金属成分を含有する塩で、直方体又は球形等の塊状に成形されたもの 6 塩化ナトリウムの含有量が100分の60以下の塩で、塩化ナトリウムとそれ以外の成分が容易に分離し難いもの 7 販売先を限定して試験的に販売される塩であって1年間の販売数量が100トン以内のもの

	質 問	回答
Q4-3	特殊製法塩とは?	製造の方法が特殊な塩であって、以下のいずれかに該当する塩(「特殊用塩」に該当するものを除く)をいいます。  1 塩以外の物を製造する過程又は廃棄物を処理する過程において副産物として得られた塩(食用に供されるものを除く。)  2 平釜式、蒸気利用式、温泉熱利用式その他の真空式以外の方法により製造(加工を除く。)した塩(1に掲げるものを除く。)  3 他の者から譲り受けた塩又は引渡しを受けた塩を原料として製造した塩であって、香辛料、にがり、添加物(食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表第1に掲げるもの、食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律(平成7年法律第101号)附則第2条第1項に規定する既存添加物名簿に記載されているもの及び食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第3項に規定する天然香料をいう。)又はごま、こんぶその他の食品が混和されたもの4 他の者から譲り受けた塩又は引渡しを受けた塩を原料として製造した塩であって、乾燥剤、固結防止剤又は還元剤が混和されたもの(食用に供されるものを除く。)
Q 4-4	どのような手続が必要か?	特殊用塩等製造業を行おうとする場合には、主たる事務所の所在地を管轄する 財務(支)局長への届出が必要です(届出書を受理した際には、届出書の写しを交付 します。)。
Q 4-5	必要な書類は?	特殊用塩等製造業の届出は、届出書に次の書類を添付して提出してください。 1 法人の場合は登記事項証明書 2 個人の場合は住民票の抄本又はこれに代わる書面
Q4-6	提出先は?	関東甲信越(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 新潟県、山梨県及び長野県)に主たる事務所が所在する場合は、下記へ申請書を 提出してください。 〒330-9716 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 関東財務局 理財部 理財第3課 (電話048-600-1121)

質問	回 答
Q4-7 届出後に必要なことは?	業務報告の提出が必要となります。
Q4-8 届出事項を変更するときは?	商号(名称・氏名)及び住所等に変更があったときは遅滞なく、主たる事務所等の 所在地等を変更しようとするときにはあらかじめ、「特殊用塩等製造業の届出事項 の変更の届出」を提出してください。
Q4-9 事業を廃止するときは?	事業を廃止したときは、遅滞なく「特殊用塩等製造業の廃止の届出」を提出してく ださい。
[ 塩特定販売業・特殊用塩特定販売業について]	
Q 5 塩特定販売業・特殊用塩特定販売業とは?	塩特定販売業とは、自ら又は他の者に委託して輸入した塩を販売し、又は自ら使用することを業として行うことをいいます。 また、特殊用塩特定販売業とは、特殊用塩のみの特定販売を業として行うことをいいます。 塩特定販売業、特殊用塩特定販売業の詳細については、最寄りの税関にお問合せください。